

令和6年度海洋深層水情報発信事業委託業務仕様書

1 目的

長年にわたり、研究や活用が進む“海洋深層水の価値”に注目を集め、深層水関連商品の持続的な消費拡大を図りたい。そのため、令和6年10月に予定している「海洋深層水サミット2024室戸大会」の開催タイミングに合わせて、首都圏メディアを主要対象とした周知、PRを実施する。

2 期間

契約締結日から令和6年11月29日(金)まで

3 委託業務の内容

委託する業務の内容は、次の(1)から(2)に掲げるとおりとする。

「海洋深層水サミット2024室戸大会」のプログラム等の詳細については別紙「参考資料」のとおり。

(1) メディア向けモニターツアーの実施

【概要】

首都圏、関西圏などを中心に県外メディアを招へいし、学会利用者懇談会や深層水フェスタのツアーを実施する。

日時	対象プログラム (予定)	
令和6年 10月18日(金)	<u>①学会利用者懇談会</u> 13:30~15:30 @健康福祉センターやすらぎ	<u>②出前授業</u> 13:50~15:30 @室戸小学校
令和6年 10月19日(土)	<u>③深層水フェスタ</u> 10:00~14:30 @室戸市アクアファーム	<u>④学会見学会</u> 10:00~12:00 @世界ジオパークセンター他

※10月18日(金)の集合場所は「健康福祉センターやすらぎ(高知県室戸市領家87)」とする。

- ・10月18日のツアー…プログラム①②のいずれか1つを選択。
- ・10月19日のツアー…プログラム③④のいずれか1つを選択。

【内容】

(ア) ツアー参加者の確保

ツアーに参加するメディア・インフルエンサー等の事業者を10者程度確保すること。

- 案内文書の発送及び取りまとめ(文案は委託者から提供)を行うこと。
- 参加者確保にあたっては、首都圏・関西圏のメディアを中心に、自社のネットワークを活用してツアーの案内ができる事業者を提案する。

(なお、委託者も事業者をリストアップするため、参加者募集は、委託者と協議のうえ実施すること)

- その他、必要に応じて、委託者と協議のうえ、ツアー参加者向けの事前説明等を実施すること。

(イ) 参加者の旅行手配

参加者勤務地から室戸市までの往復の交通、宿泊の手配を行うこと。

- 日程は1泊2日を想定。
- 県内の移動は、レンタカーを想定。
- 宿泊施設は、会場「保健福祉センターやすらぎ(室戸市領家87)」から車で45分以内の高知県内の場所で、次のとおり手配すること。

ただし、確保が困難な場合はこの限りでない。

部屋タイプ	シングル
室数	参加者 1 人につき 1 室
泊数	1 泊
食事	朝食付き
料金	1 人当たり 8,800 円以内

【補足】 上記(イ)参加者の旅行手配について

- ・参加者の発地ごとに最短の旅程を指定するものとし、当該旅程の利用を承諾した参加希望者を対象とすること。ただし、やむを得ない事情があると認められる場合であり、かつ、参加者の希望する旅程に必要な交通費が、指定する旅程に必要な交通費以下である場合についても対象とする。
また、社有車・自家用車を利用するなど、参加者が自己手配する場合は対象としないものとする。
- ・「宿泊の手配」は、委託者が手配する宿泊施設とは別に参加者が自己手配するものは、対象としないものとする。

(2) 海洋深層水サミット2024室戸大会に関する広報

【概要】

海洋深層水サミット2024の開催や関連イベント等の内容周知を図るため、効果的な広報物や版下等の作成を行うこと。

【内容】

(ア)チラシまたはパンフレット等を企画し、作成すること。

- a. 企画、作成にあたっては、デザイン等を提案すること。
- b. デザインや印刷の費用は、本委託料内で負担するものとする。
また、部数や配布場所について提案し、委託者と協議のうえ、実施すること。
- c. 作成した版下は委託者へデータで納品し、二次利用可能なものとする。

(イ)情報発信

委託費用の中で実施可能な広報効果を高める手法(Web, SNS等)を提案し、委託者と協議のうえ、実施すること。

【補足】

- ・本成果品の所有権、著作権（著作権法第27条・第28条に規定する権利を含む）、利用権は、委託者に帰属するものとする。また、成果品の一部に第三者が権利を有する著作物を使用した場合は、所有権、著作権、利用権等に関して必要な手続を行い、使用料等の負担及び責任は受託者が負うものとする。

4 業務スケジュールの作成

契約後、2週間以内に、受託期間における業務内容の項目ごとにスケジュールを作成し、県に提出すること。

5 成果品の提出

(1) メディア向けモニターツアーの実施報告書

(2) 広報媒体 印刷物およびデザインデータ

※(1)について、印刷物1部およびデータで提出することとし、業務委託期間内に提出することとする。

※(2)については、令和6年8月31日までに提出することとする。

6 その他

- (1) 受託者は本業務を実施するにあたっては、委託者と十分な調整を行うこと。
- (2) 本業務を円滑に遂行するため、委託者は受託者に対し、業務の進捗状況について報告を求めることができる。
- (3) この仕様書に定める事項について疑義が生じた場合、又はこの仕様書に定めない事項については、必要に応じて、委託者と受託者が協議のうえ定めるものとする。
- (4) この仕様書に定める事項は、契約締結後、契約額の範囲内で変更する場合がある。